

令和8年 第2回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年7月28日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

令和 8 年第 2 回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第 1 新任議員の議席の指定について	3
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 副議長の選挙について	4
日程第 4 議会運営委員会委員の選任について	4
日程第 5 議第 6 号から議第 8 号、報第 1 号の上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	5
○16番（日隈 知重君）	7
○22番（岩崎 貴博君）	8
日程第 6 一般質問	10
○15番（高司 政文君）	10
日程第 7 会議録署名議員の指名について	13
閉 会	13

令和8年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

令和8年7月28日 午後1時30分開議

- 第1 新任議員の議席の指定について
- 第2 会期の決定について
- 第3 副議長の選挙について
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 議第6号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
議第7号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
議第8号 令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
報第1号 専決処分した事件の承認について（大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）
以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 一般質問
- 第7 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 第1 新任議員の議席の指定について
- 第2 会期の決定について
- 第3 副議長の選挙について
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 議第6号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
議第7号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
議第8号 令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
報第1号 専決処分した事件の承認について（大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）
以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 一般質問
- 第7 会議録署名議員の指名について

出席した議員（24人）

1番	河 島 公 司	2番	増 田 裕 子
3番	金 元 正 生	4番	木野村 敏 雄
5番	吉 田 眞津子	6番	佐 藤 郁 夫
7番	高 野 辰 代	8番	水 脇 純 一
9番	泥 谷 修	10番	河 野 正 春
11番	佐 藤 市 蔵	12番	井戸川 幸 弘
14番	大 崎 栄 治	15番	高 司 政 文

16番 日 隈 知 重
18番 洲 野 真 己
21番 堤 英 貴
23番 岩 川 義 枝
25番 今 山 裕 之

17番 千木良 孝 之
19番 森 大 輔
22番 岩 崎 貴 博
24番 宮 邊 和 弘
26番 二 宮 博

欠席した議員（2人）

13番 安 東 鉄 男

20番 石 田 強

出席した事務局職員

事務局書記長代理 金 城 美 幸
総務課主査 安 田 文 恵
総務課主任 日 隈 久 徳

事務局書記 中 村 雄
総務課主査 石 川 圭 子

説明のため出席した職員

広域連合長 足 立 信 也
副広域連合長 日 野 康 志
会計管理者 高 橋 芳 江
事業課長 岩 崎 正 信
給付係長 三 宮 真依子
会計室長 安 部 邦 洋

副広域連合長 長 野 恭 紘
事務局長 岡 村 吉 宏
次長兼総務課長 柏 原 千 恵
賦課資格管理係長 平 野 豊
保健係長 飯 野 敬 子

議事の経過

開 会

○議長（二宮 博君） 皆さん、こんにちは。議長の二宮でございます。

ただいまから、令和8年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

開 議

○議長（二宮 博君） ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、ただちに、会議を開きます。

午後1時31分開議

諸般の報告

○議長（二宮 博君） お手元に配付しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に5名の議員から議員辞職願が提出されました。そこで、地方自治法第126条の規定に基づき、辞職を許可いたしましたことをご報告いたします。

また、議会運営委員会の欠員に伴う補欠委員の選任につきまして、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元の補欠委員選任名簿のとおり、指名いたしましたことをご報告いたします。

広域連合長挨拶

○議長（二宮 博君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 皆さん、こんにちは。大分市長の足立信也でございます。令和8年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。大変暑い中、本定例会の招集に応じいただきまして議員の皆様にはご出席いただき、本当にありがとうございます。

最近の本広域連合の情勢についてでございますが、去る5月14日那覇市で開催された令和8年度春季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議に出席してまいりました。会議の中で、九州ブロックの国への要望事項として、医療保険制度改革関連、標準システム関連、財政運営関連、保健事業関連、その他の5項目について、全国協議会へ提出することを決定し、6月10日には医療制度改革をはじめ7項目について、全国広域連合協議会の實松会長から神谷厚生労働大臣政務官に要望書を手交したところでございます。

また、医療保険制度を取り巻く新たな動きといたしましては、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険制度を活用した新たな社会保障の仕組みがスタートいたしました。少子高齢化が急速に進む中、社会保障制度全体の持続可能性を確保していくことが、これまで以上に重要となっております。

後期高齢者医療制度につきましても、高齢者人口の増加や医療の高度化に伴い、今後も厳しい財政運営が見込まれるところでございますが、本広域連合といたしましては、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、市町村の皆様と連携しながら、制度の安定的な運営に努めてまいりたいと思っております。

今定例会では、大分県後期高齢者医療広域連合補正予算や令和7年度歳入歳出決算の認定等を付議事項として提案しております。

慎重に御審議の上、御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたっての私からのあいさついたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（二宮 博君） 本日の議事は、お手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、新任議員の議席の指定を行います。会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の座席表のとおり、

日出町 金元 正生 議員の議席を3番に、

国東市 吉田 眞津子 議員の議席を5番に、

臼杵市 安東 鉄男 議員の議席を13番に、

中津市 千木良 孝之 議員の議席を17番に、

中津市 刈野 真己 議員の議席を18番に指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（二宮 博君） 次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日間と決定いたします。

日程第 3 副議長の選挙について

○議長（二宮 博君） 続きまして、日程第 3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に日出町の金元 正生 議員を指名いたします。ただいま、議長において指名いたしました金元議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、金元議員が副議長に当選をいたしました。

ただいま副議長に当選されました金元議員が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により、告知をいたします。

この際、新副議長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（金元 正生君） 改めまして、皆さんこんにちは。ただいま、議員各位にご推挙いただき、副議長の任をいただきました、日出町議会選出の金元でございます。

就任にあたり、一言簡潔にご挨拶を申し上げます。これから二宮議長のもと、議員の皆様方をはじめ、関係各位のご意見等を賜りながら、時宜を得た取組、また円滑な議事運営に努めていく所存でございますのでよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

日程第 4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条の規定により、議長において、お手元に配付の選任名簿のとおり 6 名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって、選任名簿のとおり 6 名を次期議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 議第6号から報第1号の上程

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

日程第5、本日提出されました議第6号から報第1号までの4議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 予算及び決算等に係る4議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第6号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号についてであります。補正額は、8,169万7千円の増額で、補正後の予算総額は12億1,069万7千円となったところであります。補正の内容につきましては、歳入では、繰越金を8,169万7千円、歳出では、総務費を8,169万7千円、それぞれ増額しております。

次に、議第7号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号についてであります。補正額は、46億7,680万7千円の増額で、補正後の予算総額は2,453億3,680万7千円となったところであります。補正の内容につきましては、歳入では、繰越金を46億7,680万7千円増額し、歳出では、諸支出金を33億9,795万5千円、予備費を12億7,885万2千円増額しております。

次に、議第8号令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第3項の規定に基づき、認定をいただくとするものであります。一般会計につきましては、歳入総額12億5,899万2,598円、歳出総額11億7,729万6,306円で、歳入歳出差引残額は、8,169万6,292円となったところであります。特別会計につきましては、歳入総額2,276億2,449万4,900円、歳出総額2,218億8,936万2,721円で、歳入歳出差引残額は、57億3,513万2,179円となったところであります。

次に、報第1号専決処分した事件の承認についてであります。本案は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、「子ども・子育て支援納付金賦課額」の算定に用いる「基礎控除後の総所得金額等の補正方法等」について、引用条項を追加するため、条例の一部改正を行ったものであります。このため、令和8年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

慎重なご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二宮 博君） 以上で議案に関する説明が終わりました。

議第6号から報第1号までの4議案につきまして、一括して質疑を行います。質疑の通告がありますので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたします。なお、質疑は自席から行うことといたします。

22番、岩崎議員。

○22番（岩崎 貴博君） 議第8号令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

大分市議会選出の岩崎貴博です。まず一点目、令和7年度決算における出産育児支援金に係る負担実績についてお伺いします。令和7年度は、出産育児支援金率7%となっていたところ、国が激変緩和措置を適用したことにより、被保険者の負担割合は3.5%とされていた期間ですが、結果として大分県の被保険者一人当たり、平均して実質いくらの負担増が決算上の実績として確定し、収納されたのか、令和5年度と令和6年度との比較について、その具体的な算出根拠と数字を明らかにした上で、説明をお願いいたします。

二点目、負担増が高齢者の生活実態や保険料収納に与えた影響について伺います。令和7年度は物価高騰が続く一方で年金収入は目減りしており、高齢者の生活困窮は極めて深刻な状況にありました。このような状況下で少子化対策の財源が医療保険料に上乗せされたことが、被保険者の暮らしや、保険料の滞納件数・受診控えなどへの悪影響に繋がったと考えますが、決算を分析する上での執行部の具体的な認識を求めます。

三点目、後期高齢者医療制度における決算上の最優先支出目的についてです。本広域連合の歳出構造を見るに、本制度が最優先すべきは「高齢者の暮らし、生活、そして命を守るための医療給付の安定」であるはずですが、別問題であるはずの出産育児支援金の財源を決算内に算入し、高齢者に負担を強いる構造そのものが制度本来の趣旨から逸脱しているのではないかと考えますが、本広域連合の決算において、高齢者の命と暮らしを守るための支出を最優先すべきという原則と、今回の少子化対策財源の算入との整合性について、執行部の見解を求めます。

以上、三点お願いいたします。

○議長（二宮 博君） 柏原次長。

○次長兼総務課長（柏原 千恵君） 岩崎議員の令和7年度決算認定に関する三点のご質問にお答えいたします。

一点目の「令和7年度決算における出産育児支援金に係る負担実績について」でございます。

出産育児支援金は、全世代型社会保障制度の構築に向けた法改正により、令和6年度から新たに創設された制度であり、本広域連合におきましても、法令に基づき納付金を負担しているところでございます。

負担額の算定につきましては、まず国全体で必要とされる出産育児支援金総額を基礎として、各医療保険者の加入者数や加入者一人当たりの負担能力等を勘案し、本広域連合の負担額が国により算定される仕組みとなっております。

被保険者一人当たりの平均負担額につきましては、この決算上の負担実績額を、前々年度の被保険者数で除することにより算出しております。

この算出根拠に基づく令和7年度決算における本広域連合の負担実績額は1億1,575万77円であり、被保険者一人当たりの平均負担額は、年間約574円となっております。

比較について申し上げます。まず、令和5年度は制度導入前であるため負担実績は0円でございます。このため、令和7年度との比較では、負担総額で1億1,575万77円の増、被保険者一人当たりでは574円の増となります。

続いて、制度開始初年度である令和6年度と令和7年度との比較でございます。令和6年度の負担実績総額は1億3,699万9,250円、被保険者一人当たり700円ございました。これに対し、令和7年度は負担総額2,124万9,173円の減、被保険者一人当たりでは、126円の減となっております。

二点目の「負担増が高齢者の生活実態や保険料収納に与えた影響について」でございます。

物価高騰や年金収入の伸び悩みなど、高齢者を取り巻く社会経済情勢につきましては、重要な課題として認識しており、被保険者の収納動向等について、注視しているところでございます。

一方で、令和7年度決算におきまして、被保険者数全体に占める滞納者数の割合につきましては、令和6年度の0.914%に対して、令和7年度は0.908%とほぼ横ばいで推移をしており、出産育児支援金の導入に伴う、保険料の滞納件数や受診控え等への影響について、明確な因果関係があることを示すデータ等は、現時点では確認されておられません。

保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、算定しており、本広域連合といたし

ましては、被保険者の収納動向や社会情勢等に十分留意しつつ、適正な制度運営に努めてまいります。

三点目の「後期高齢者医療制度における決算上の最優先支出目的について」でございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を将来にわたり安定的に提供することを目的とした社会保障制度であり、本広域連合は、その運営主体として、必要な保険給付を適切に行うことを基本としております。

一方、出産育児支援金につきましては、次世代を担う子どもや子育て世帯を全世代で支え合うという「全世代型社会保障」の構築に向け、全ての公的医療保険制度において負担する仕組みとして位置づけられたことから、後期高齢者医療制度においても「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、負担することとされているものであり、本広域連合の判断により、その負担の有無や負担額を変更できる性質のものではございません。

このため、本広域連合といたしましては、制度の趣旨および法令に基づき、適正に決算処理を行っているものと考えております。

なお、こうした制度改正の背景や負担の仕組みにつきましては、広報誌等を通じて被保険者の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、丁寧な周知・広報に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可します。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 16番日田市選出の日隈知重です。議第8号令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

本決算では保険給付費として2,149億556万円余が支出され、県内の高齢者医療を支えてきたことは認めるものです。しかし、本決算は保険料と医療費窓口負担の増加によって、高齢者の暮らしを圧迫するとともに、現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証への移行を進めてきた制度運営の結果です。以下、三つの理由から反対します。

第一は、保険料の大幅な引上げと、負担軽減策が不十分だった問題です。令和7年度の被保険者一人当たりの平均保険料は年額8万1,096円、月額では6,758円となりました。前年度と比べ、年間で約4,700円の負担増です。物価高騰が続く一方、年金の伸びは物価上昇に追いついていません。その中で医療保険料が更に増えることは高齢者の暮らしを一層厳しくするものです。

一方、令和7年度の歳入総額は2,288億8,348万円余、歳出総額は2,230億6,665万円余で、実質収支は58億1,682万円余となっています。この実質収支には前年度からの繰越金等も含まれるため、その全額を直ちに保険料引き下げに使えると断定するものではありません。しかし、58億円を超える実質収支が生じたことを踏まえれば、現財政安定化基金等も含め、保険料の引き上げを更に抑えることができなかったのか厳しく検証する必要があります。

また、本決算には出産育児支援金として1億1,575万円が計上されています。子育て支援を充実させること自体には賛成です。しかし、その財源を高齢者の医療保険料に上乗せするのではなく、国の責任と国庫負担によって確保すべきです。

第二は、医療費窓口負担の2割化と配慮措置の終了です。一定以上の所得がある後期高齢者の窓口負担は2022年10月から1割から2割へ引き上げられました。対象となる所得基準は単身世帯で年金収入などが200万円以上であり、決して余裕のある高額所得者だけを対象にしたものではありません。

ません。

さらに、窓口負担の増加額を月3千円までに抑える配慮措置も2025年9月末で終了しました。令和7年度の後半からはこの上限が無くなり、通院を続ける高齢者の負担が更に増えています。

医療費が増えたからといって、必要な医療がすべて確保されたとは限りません。負担を理由に受診回数を減らした人、治療や検査を先延ばしにした人がいなかったのか、広域連合として実態を把握しなければなりません。決算審査では配慮措置終了後の受診状況や生活への影響について十分な分析が示されたとは言えません。高齢者が費用を心配して受診を控え、重症化すれば、本人の命と健康を脅かすだけでなく、結果として医療費の増加にもつながりかねません。

第三は、健康保険証の廃止と、マイナ健康保険証への移行に伴う問題です。令和7年度は従来の健康保険証からマイナ保険証と資格確認書を基本とする仕組みへの移行が進められました。しかし、マイナンバーカードの取得も健康保険証としての利用登録も本来は任意です。高齢者の中にはカードの管理や暗証番号の入力、電子証明書の更新が難しい人も少なくありません。国もこうした事情を認め、後期高齢者についてはマイナ保険証を持っているかどうかにかかわらず、2026年7月末まで全員に資格確認書を交付する措置をとりました。これはマイナ保険証だけでは安心して医療を受けられる仕組みになっていないことの表れではないでしょうか。

健康保険証を廃止する一方で、資格確認書や資格情報のお知らせを作成し、発送するためのシステム改修や事務経費を必要とする運用は複雑で非効率です。高齢者がカードの不具合や更新忘れによって医療機関の窓口で困ることがないように、誰もが確実に保険診療を受けられる資格確認の仕組みを保障すべきです。

以上、本決算は、第一に高い保険料を徴収する一方、実質収支や基金を負担軽減に最大限活用したのか疑問が残ること、第二に窓口負担の2割化と配慮措置終了による影響の把握、対策が不十分であること、第三に健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行に伴う負担と混乱を容認する内容であることから認定することはできません。

広域連合には国の制度をそのまま執行するだけでなく、高齢者の生活実態を把握し、保険料と窓口負担の軽減、受診機会の確保を国と県に強く求める役割があります。高齢者がお金の心配をせず、必要な時に安心して医療を受けられる制度への改善を求め、議第8号令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定に反対いたします。

○議長（二宮 博君） 次に、まいります。

22番、岩崎議員。

○22番（岩崎 貴博君） 22番日本共産党大分市議会選出の岩崎貴博です。

議第8号令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

まず、決算に当たり、私は「この医療制度とはいったい何のための、誰のための制度か」考えました。それは高齢者の皆さんの健康、厳しい暮らし、そしてかけがえのない命を守るための最後のセーフティーネットとして役割を果たしうることが中心に据わったものでなければならないと思います。その支出は何よりも高齢者の生活支援を最優先に執行されるべき、これが揺るがしてはならない原理原則だと考えます。

しかし、今回提出された令和7年度の決算構造はこの大原則から大きく逸脱した部分があると考えます。出産育児支援金の問題です。少子化対策や出産・育児支援の重要性は言うまでもありません。全世代で子育てを支える理念そのものは私も深く賛同するものです。しかし、だからといって

そのための財源を高齢者の医療保険料に上乗せし、この決算の中に組み込んで支出させるやり方は完全に間違っていると考えます。これは国庫負担等で賄うべき個別の課題であり、高齢者の生活現場に寄り添った決算とは評価できません。

先ほどいただいた質疑から三点申し上げます。

まず、第一に最初の質疑で具体的な金額の規模を質問いたしました。事実ベースでお答えいただきましたが、2年前より決算金額は減ったとの答弁がありました。しかし、前年より負担が減ったことは負担増を正当化する理由にはなりません。答弁で前年度と比べて負担総額は約2,124万円、一人当たり年間126円減少したという旨の実績が報告されました。しかし、本質を見るべきはこの制度が導入される前との比較です。本来、高齢者が負担する必要のなかった0円の領域から、この令和7年度決算においては総額1億1,575万77円もの巨額な負担が大分県の高齢者お一人お一人の財布から確実に天引きされているのです。

本来、支払う必要のない年間574円という上乗せ負担が実績として厳然と刻まれている事の重さを私たちは決算に当たり見極めなければなりません。

第二に高齢者の生活実態に対する認識です。答弁では出産育児支援金の導入と保険料の滞納や受診控え等との明確な因果関係を示すデータは確認されていないと答弁されました。しかし、データがないからといって悪影響がないとは決して言えません。

先日、いただいた全員協議会資料の中にも高齢者の生活実態の深刻さをはっきりと示されています。資料の6頁にある保険料軽減措置の状況を見れば大分県内の後期高齢者のうち、実に68パーセントにわたる15万4千人以上が低所得による軽減措置を受けなければ、暮らしていけない実績が見て取れます。さらに、7頁に目を転じれば、令和8年度の確定賦課における一人当たりの年間平均保険料は前年度比で6,554円も引き上がることが示されております。これほど多くの高齢者が既に深刻な低所得と度重なる保険料値上げの板挟みに喘いでおります。

さらに、現場の声を拾っている議員さんや全国各地の議会における論戦などを見ても、数字には表れにくい、あまりにも切実な生活実態が明るみに出ています。物価高騰の中で一日2食に減らして、食費を切り詰めている、エアコンの電気代が払えず、猛暑で我慢している、医療費の窓口負担が払えず、持病の薬を間引いて飲んでいるという切実な現場の声です。

広域連合自ら配付した資料に、厳しい低所得の実態が示されいながら、少子化対策の別目的の負担を上乗せし、滞納との因果のデータはないと片付ける決算認識はあまりにも現場の痛みに鈍いと言わざるを得ません。

第三に運営主体としての主体的責任の問題です。ご答弁では国の法律で定められた制度であり、広域連合の判断でその是非を論じたり、変更したりできる性質のものではないとの旨の制度論についての言及がありました。確かに、国の制度そのものを広域連合単独で変えることはできません。しかし、だからといって、仕方がないと従い、高齢者に負担を転嫁した決算をただ承認するだけなら、広域連合としての主体性もこの議会の存在意義も失われてしまいます。執行部自身で動けないのであれば、この不条理な制度に対して、議会と執行部が一丸となり、全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて、国に対して「少子化対策の財源は医療保険に上乗せするのではなく、全額国庫負担で賄うべきだ」と強く要望・意見書を突き付けるべきです。

冒頭、要望した事項の報告が連合長からありましたが、これに加えて、この問題についてもしっかり要望すべきと考えます。

高齢者の命が懸かったこの問題で声を上げない理由はどこにもありません。こうした主体的な提

案や国へのアクションを模索せず、ただ言われた通りに徴収した実績を適切とする決算は到底容認できません。高齢者の皆さんの命と暮らし、生活を守ることを最優先とする立場から、この別目的の負担を強いる決算を容認することはできません。皆さんの良識あるご判断をお願いし、議第8号に対する私の反対討論といたします。

○議長（二宮 博君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決いたします。

最初に、反対討論のありました 議第8号令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（二宮 博君） 起立多数であります。着席してください。よって、議第8号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、ただ今決定を見た案件を除く、議第6号から報第1号について、一括して採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号、議第7号、報第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 一般質問

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

日程第6、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、これを許可いたします。

なお、質問は自席から行うことといたします。

15番、高司議員。

○15番（高司 政文君） それでは一般質問を行いたいと思います。佐伯市選出の高司でございます。よろしくお願いします。まず、大項目1として、歯科口腔健診事業等について二点お伺いします。

まず、一点目として、保険者機能強化事業の実績を見ますと、歯科に係る事業の目標に対する達成率は他の事業に比べて低いと感じております。令和6年度の厚生労働省の資料を見ましたら、大分県の後期高齢者一人当たりの医療費は全体では全国8位に対しまして、歯科では39位となっております。数字上の裏付けといえるのではないかと思います。そこで歯科健診等の事業実績に対する広域連合の見解をお伺いします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 高司議員の歯科口腔健診等のご質問にお答えいたします。

本広域連合では、高齢者の口腔機能の維持・向上を図るため、歯科口腔健診事業、歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業及び歯科口腔相談事業を実施しております。

高齢者にとって口腔機能を維持することは、食べる、話すといった日常生活の質の向上につながるだけでなく、低栄養や誤嚥性肺炎の予防、さらには、フレイル予防や健康寿命の延伸につながる重要な取組であると認識しております。

このため、本広域連合では、これらの事業を保険者機能強化事業の対象事業として位置付け、実施しております。

一方で、保険者機能強化事業における実績を見ますと、各事業とも目標達成に向け、受診率や利用率の更なる向上が課題であると認識しております。

このため、本広域連合といたしましては、今年度実施する第3期データヘルス計画の中間評価において、事業の実施状況を検証するとともに、市町村や関係機関と連携しながら、より多くの被保険者に事業を利用していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（二宮 博君） 15番高司議員。

○15番（高司 政文君） それでは再質問を行います。

歯科の関係の事業の実績が低い点ですけど、佐伯市の状況を確認してみましたら、歯科口腔健診は令和7年度でいいましたら、広域連合が9.61パーセントに対して、佐伯市は6.51パーセントと更に低いんですけど、佐伯市に低い理由を聞きましたら、これは歯周病の健診事業ということでありまして、歯科医師会との協議とか、受診勧奨はがきのアンケート結果を見ますと、定期的にかかりつけ歯科医院で健診を受けているという声が一番多かったということなんです。ただ、これは後期高齢者だけでなく、全世代アンケート結果であります。広域連合としては後期高齢者の歯科口腔健診の受診率が低い理由をどのように考えておられるか見解をお伺いします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 受診率が伸び悩んでいる主な要因といたしましては、日常的に歯科へ通院されている方の中には、通常の診療と歯科口腔健診の違いが十分に理解されていないこと、また「歯の痛みや不調を感じてから歯科を受診する」という傾向が見受けられることや、健診による予防や口腔機能維持が全身の健康管理につながる重要性について、まだ十分に認識されていないことなどが考えられます。

さらに、本広域連合におきましては、高齢者層へ向けた効果的な情報発信や、受診に向けた働きかけの工夫が十分ではなかったと認識しております。

○議長（二宮 博君） 15番高司議員。

○15番（高司 政文君） はい、わかりました。

二点目ですけど、認知症予防や介護予防に効果があるとされています歯科健診事業等の改善をどのように図っていくのかをお伺いします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 歯科口腔健診事業等の受診率や利用率を向上させるためには、被保険者に対し、口腔の健康が全身の健康維持につながることや、歯科健診を受診することの重要性について、理解を深めていただくことが重要であると考えております。

また、歯科口腔健診事業におきまして、対象である81歳の被保険者では、歯の平均本数が、令和2年度18.52本から令和7年度には19.45本へと増加しており、歯の健康状態の維持・向上につながっているものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、本広域連合といたしましては、これまでもテレビやラジオCMを活用した広報をはじめ、市町村や県歯科医師会等と連携しながら周知に努めてまいりました。今後は更に薬局へのポスター掲示や地方新聞を活用した啓発など、より効果的な広報について検討を進め、被保険者の皆様の目に触れる機会を増やしてまいりたいと考えております。あわせて、市町村や関係団体と連携を一層図りながら、事業内容や周知方法についても、継続的に検証・改善を行い、よ

り多くの方に歯科口腔健診事業等を利用していただけるよう取り組んでまいります。

○議長（二宮 博君） 高司議員。

○15番（高司 政文君） はい、わかりました。

佐伯市の歯周病の健診事業では、健診後に精密検査を行った方の調査で6割以上が歯周病を有していたということらしいです。後期高齢者におきましても、この事業の継続と受診度の向上を改めてお願いして、次の質問にいきたいと思います。

次の大項目2点目ですが、改正健康保険法についてお伺いします。2026年5月29日に成立した健康保険法等の一部を改正する法律において、後期高齢者に関わる改正は、OTC類似薬の薬剤給付の見直し、高額療養費の年間上限の新設及び金融所得の保険料や窓口負担への反映等と思われます。改正概要と改正内容に対する広域連合の見解をお伺いします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 本年5月に成立しました健康保険法等の一部を改正する法律において、後期高齢者制度に関する主な改正内容といたしましては、OTC類似薬の薬剤給付の見直し、高額療養費制度の年間上限額の新設及び金融所得の保険料等への反映がございます。

まず、OTC類似薬の薬剤給付の見直しは、市販薬として購入できる医薬品について、薬剤費の一部を保険給付の対象外とする一部保険外療養を創設するものであります。

次に、高額療養費制度につきましては、長期にわたり高額な医療を受ける方の負担軽減を図るため、新たに年間の自己負担上限額を設けることとされたものです。これにより、年間の自己負担額が上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要となります。

次に、金融所得につきましては、上場株式の配当等について、確定申告の有無により、保険料や窓口負担割合に差が生じる場合があることから、その不公平を是正するため、金融所得を保険料の算定や窓口負担割合の判定に適切に反映させるものです。

これらの改正は、医療保険制度の持続可能性の確保や負担の公平性を高めることを目的として国において制度化するものであり、本広域連合といたしましては、法令に基づき適切に制度を運営するとともに、被保険者の皆様に混乱が生じないように、制度改正の内容について、丁寧に周知に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 高司議員。

○15番（高司 政文君） わかしました。再質問を行います。

法改正についてですけど、OTC類似薬の薬剤給付見直しは保険給付、つまり医療費を抑えることが目的だと思います。高額療養費の年間上限の新設は高額療養費の自己負担額の引き上げとセットですので、どちらも子ども・子育て支援金の1兆円の財源として使えると承知しております。先ほど、岩崎議員も討論されておりましたけど、そういうことだと考えております。

金融所得の保険料算定や窓口負担割合への反映につきましては、介護保険と同じような流れで社会保障の予算の伸びを抑える、つまり少しでも削ろうという国の施策の反映と考えますけど、広域連合としては、これらについてどのように受け止めているかお伺いします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 後期高齢者医療制度の制度設計や制度改正につきましては、国において行われるものであることから、制度運営上の課題や被保険者の影響を踏まえ、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に対し必要な要望を行っているところでございます。

具体的には、OTC類似薬の薬剤給付の見直しにつきましては、高齢者に急激な負担増とならない

よう適切な措置を講じること、高額療養費制度につきましては、低所得者への十分な配慮を行うとともに、被保険者や医療機関に混乱が生じないように十分な周知・広報や説明を行うこと、また、金融所得の保険料等への反映につきましては、被保険者の理解が得られるよう十分な説明を行うことを要望しております。

本広域連合といたしましては、今後とも制度が円滑に運営されるよう、必要な事項について国へ要望するとともに、被保険者への丁寧な周知に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 高司議員。

○15番（高司 政文君） はい、わかりました。

後期高齢者医療につきましては、国の医療費の自己負担を1割から2割、3割に引き上げようとしておりますので、今後もいま答弁されたようにいろんな問題が出てくると思いますので、改めて国への働きをお願いして質問を終わります。

○議長（二宮 博君） 以上で、一般質問を終了いたします。

日程第7 会議録署名議員の指名について

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、4番 木野村 敏雄議員、17番 千木良 孝之議員 以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（二宮 博君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって、令和8年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和8年7月28日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 二宮 博

署名議員 木野村 敏雄

署名議員 千木良 孝之